

基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達でき、かつ観覧等しやすい場所に、車いす使用者が利用できる客席のスペースを設ける。

整備すべき項目

競技場等の新築、新設、客席又は観覧席(以下「客席等」という。)にかかる増築等又は客席等の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをする場合は、客席等に次に定める構造の車いす使用者が利用することができる部分(以下「車いす使用者利用部分」という。)を設けるよう努めなければならない。

- ① 床は、平坦とすること。
- ② 車いす使用者利用部分1につき、幅90cm以上、奥行き120cm以上である空間を確保すること。
- ③ 前後の客席等の位置、高低差を考慮して車いす使用者が前列の人の頭又は肩を越して舞台等を見ることができるようになること。
- ④ 他の客席等より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設けること。
- ⑤ 出入口から車いす使用者用客席までの間は、移動等円滑化経路とすること。
- ⑥ 車いす使用者利用部分の数は、客席の数が100以下の場合には1以上、100を超え400以下の場合には2以上、400を超え2,000以下の場合には席の数に200分の1を乗じて得た数以上、2,000を超える場合は10以上とし、車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置すること
- ⑦ 同伴者(介助者、家族、友人等)用の客席等を確保すること。
- ⑧ 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を120cm以上とし、区画50メートル以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設けること。
- ⑨ 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。
 - ア 傾斜路の幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併用するものにあつては90cm以上とすること。
 - イ 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下の場合にあつては、8分の1を超えないこと。
 - ウ 高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

解説

- ② 120cmは通常の車いすの場合の寸法を想定している。通常の車いすよりも大きなリクライニング式の車いす等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車いす使用者用の客席・観覧席も設けることが望ましい。
- ③ 車いす使用者用の客席・観覧席は、前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等への視線を確保すること。コンサートやスポーツ観戦が想定される施設では、前の席で観客が立つことを想定して高低差を設定することが望ましい。
- ⑥ スポーツ観戦が想定される施設では、試合を行う2チームの応援に配慮し、両チームどちらでも応援できるような位置に分散して車いす使用者用客席・観覧席が配置されていることが望ましい。
- ⑦ 車いす使用者の同伴者席は、車いす使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。客席スペースや構造等により、車いす使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車いす使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。車いす使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。

※整備例は[②廊下等]、[③傾斜路等]の例を参考とすること。

<関係条文>

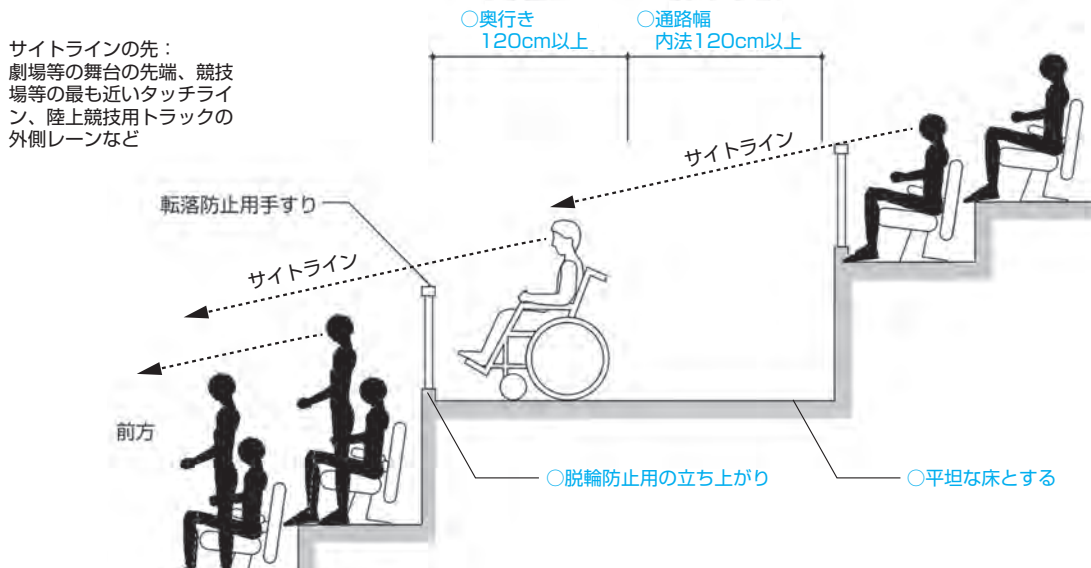
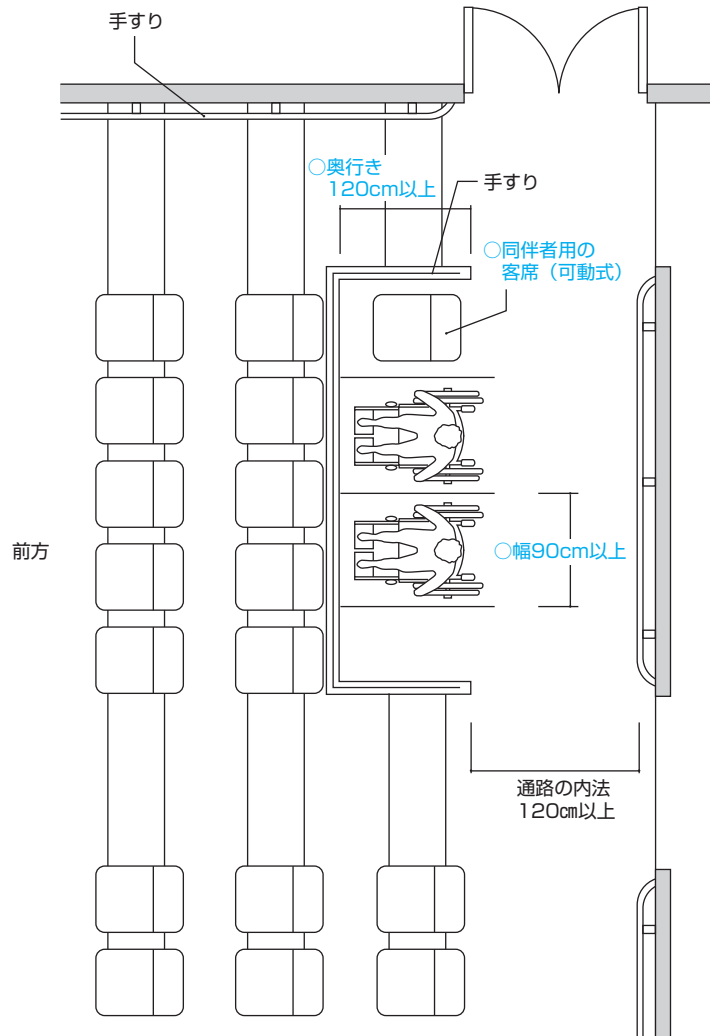
条例第25条
県告示第219号

参考とすべき項目

- 通常の車いすよりも大きなリクライニング式の車いす等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車いす使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。
- 車いすのまま利用できる観覧スペースは、平坦とし、手すりを設置する。
- 施設の規模や利用者の状況など必要に応じて、難聴者の利用に配慮した磁気ループ・FM送受信装置などの集団補聴装置を設ける。
- 聴覚障害者の利用に配慮して、OHP(オーバ・ヘッド・プロジェクター)等の使用可能な設備を設ける。
- 乳幼児を連れた人にも配慮し、母子観覧室を隣接させて設置する。
- 座席のいくつかを取り外し可能な構造としておくことにより、スペースを確保することも考えられる。
- サイトライン検討のための参考値については、国土交通省が策定した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)」を参照のこと。

●バリアフリー法による基準 ○条例による基準 ◇バリアフリー法の誘導基準 無印：標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

観覧席の整備例



●参考：平成27年国土交通省策「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）」

14 受付カウンター・水飲み器・電話台ー 1

基本的な考え方

受付カウンター、水飲み器、電話台を設置する場合は、それぞれ車いす使用者の利用に配慮した高さ及び形状とする必要がある。

整備すべき項目

受付カウンター、水飲み器及び電話台を設ける場合においては、それぞれ1以上を次に掲げるものとする。

- ① 高さは、70cm（水飲み器の場合は、80cm）程度とすること
- ② 下部には、車いす使用者の利用に配慮した空間を確保すること（水飲み器を除く。）。

解説

公衆電話を設置する建物においては、建物の目的や利用状況などを考慮して、車いす使用者やその他の障害者などが利用することができる公衆電話を玄関ホールなどのわかりやすい場所に1台以上設置する。

関係条文

条例第26条

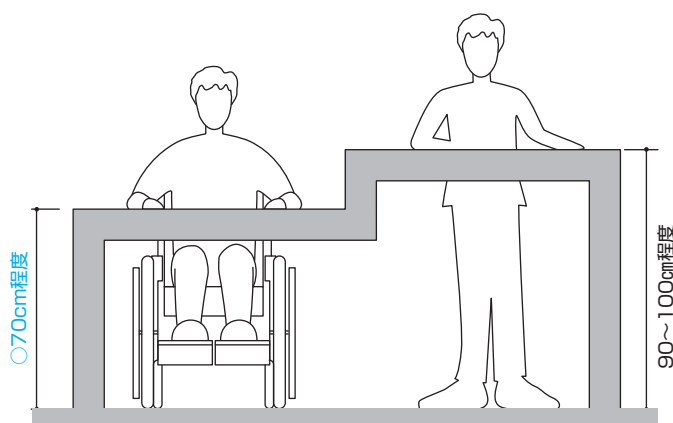
参考とすべき項目

【受付カウンター】

- 立位で使用する受付カウンターは、松葉杖使用者などが身体を支えることができるように固定し、必要に応じて、手すりを設ける。
- 呼び出しをする受付カウンターには、音声装置ほか、聴覚障害者のために、電光掲示板を設置する。
- 机・テーブルの下に棚を設ける場合でも、車いす使用者が利用しやすいように配慮する。

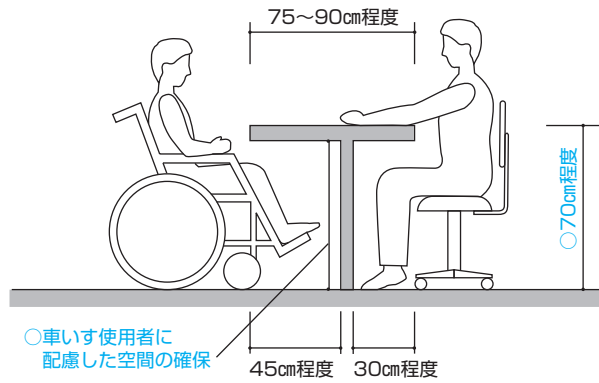
●バリアフリー法による基準 ○条例による基準 ◇バリアフリー法の誘導基準 無印：標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

受付カウンター正面図

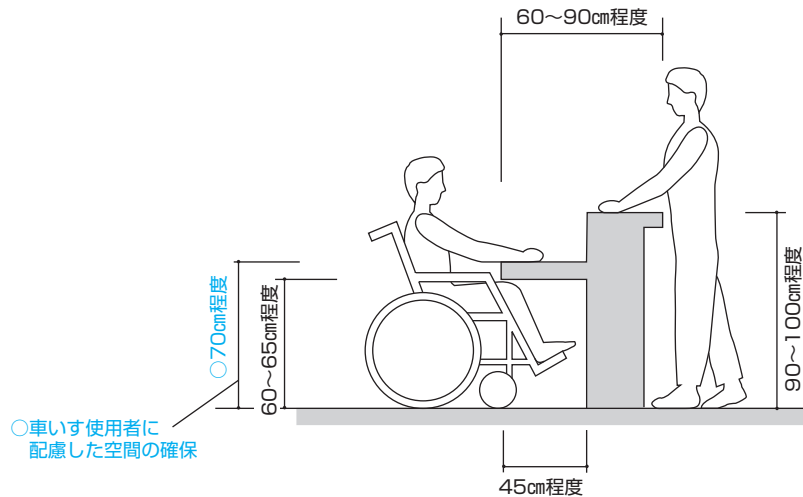


●バリアフリー法による基準 ○条例による基準 ◇バリアフリー法の誘導基準 無印：標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

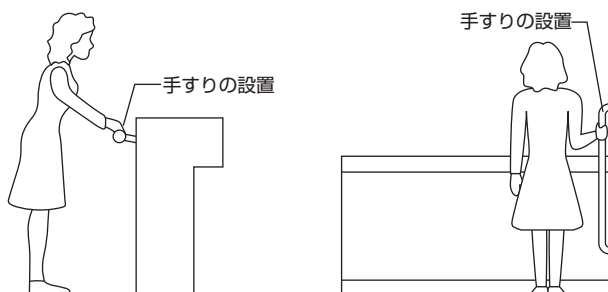
受付カウンターの例（車いす対座位）



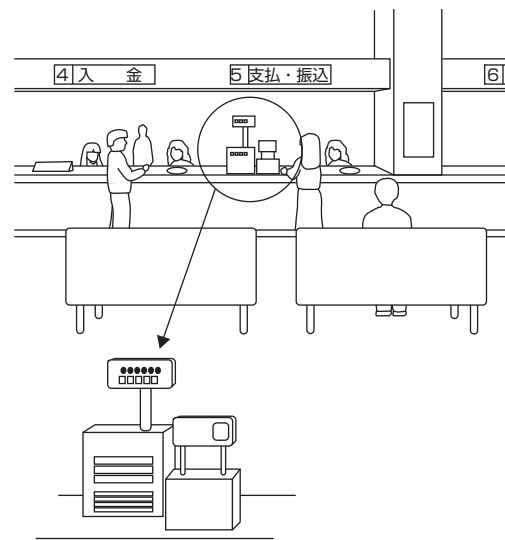
受付カウンターの例（車いす対立位）



受付カウンターの手すりの設置例



電光表示による呼出し受付カウンターの例（金融機関等）



14 受付カウンター・水飲み器・電話台-2

参考とすべき項目

【水飲み器】

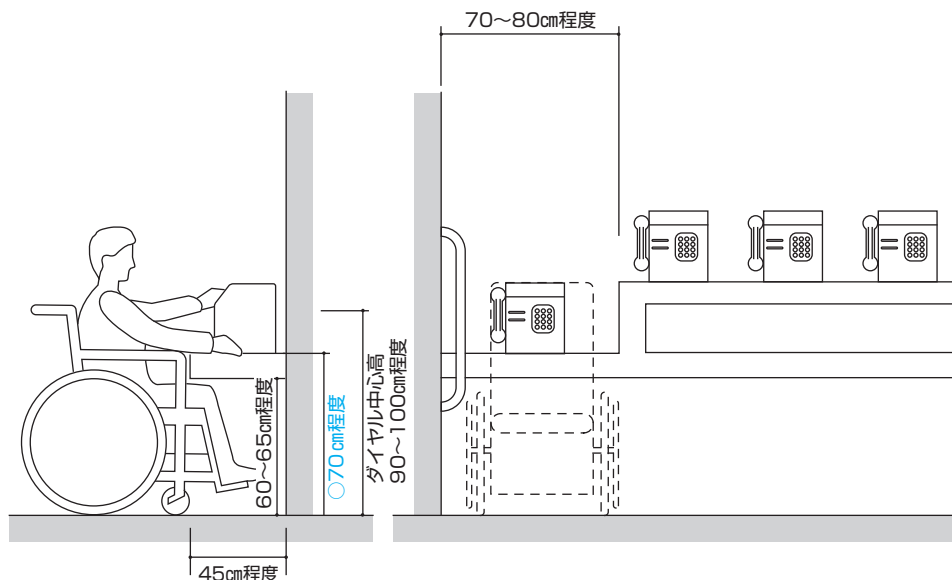
- 蛇口の水栓器具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏式の場合には、手動式の給水栓を併設する。

【電話台】

- 電話機は、車いす使用者が利用しやすいように、電話台も含めてダイヤル中心高で90cm～100cm程度の高さとなるように設置し、車いすのままでも接近できるスペースを確保する。
- 松葉杖使用者などの歩行困難者の利用に配慮して、身体を支えるための手すり又は壁面を電話台の両側に設置する。
- ボックス形式とする場合には、ドアの開閉が容易で、内部で車いすが回転できるスペース（150cm×150cm以上）を確保する。
- 聴覚障害者の利用に配慮して、音量増幅装置付き受話器の電話機を設置する。
- 視覚障害者の利用に配慮して、視覚障害者用ダイヤルを取り付ける。
- 障害者の利用に配慮した機能を有する電話機を設置した場合には、その旨を見やすい場所に標示する。
- 障害者の利用に配慮した機能
 - 視覚障害者用——視覚障害者用ダイヤル盤・カード電話
 - 聴覚障害者用——音量増幅装置付き受話器
 - 聴覚・言語障害者用——ファックス
 - 上肢障害者用——プッシュホン

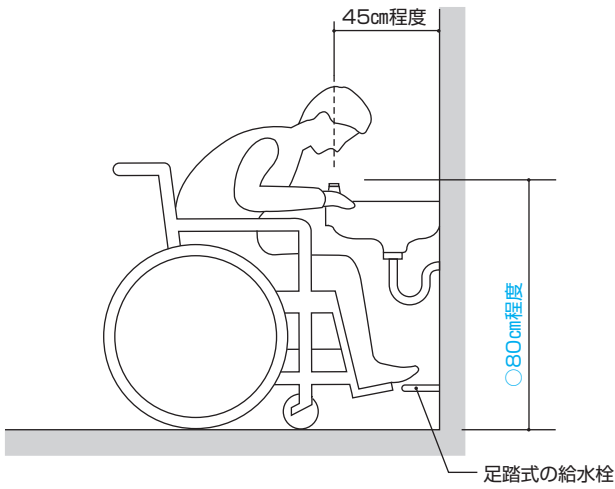
●バリアフリー法による基準 ○条例による基準 ◇バリアフリー法の誘導基準 無印：標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

電話台等の基本寸法例

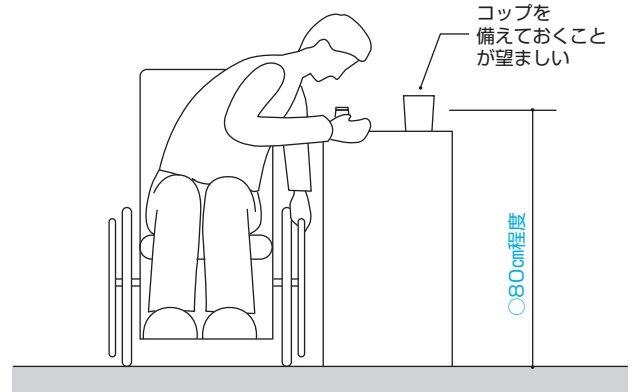


●バリアフリー法による基準 ○条例による基準 ◇バリアフリー法の誘導基準 無印：標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

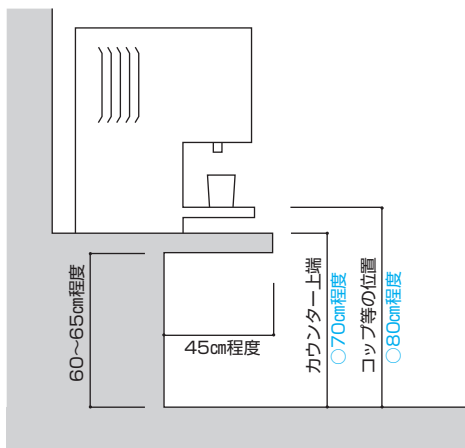
水飲み（壁つき型）の例



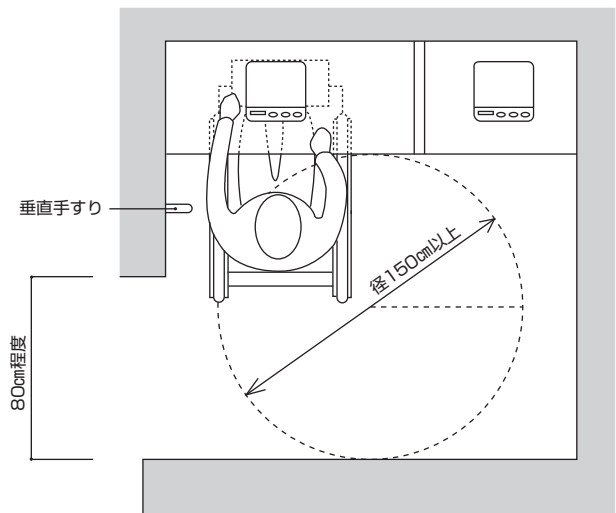
ウォータークーラーの例



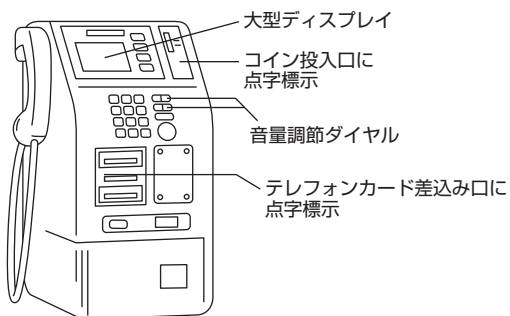
水飲み器の例



電話室（電話台の設置例）



公衆電話の例



音量増幅装置付き受話器の例



